

第2条（報酬の返還）

甲は乙からの人材紹介において、乙が職業紹介した被採用者が自己都合により早期退職した場合、下記の退社時期に応じてコンサルティング料の返還を求める事が出来る。返還が発生した場合には乙は甲の定める指定の口座に退職月の翌月末までに返還する。なお、返還の振込手数料は乙の負担とする

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から1ヶ月未満	受領した手数料の70%
入社から2ヶ月未満	受領した手数料の50%
入社から3ヶ月未満	受領した手数料の30%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない